

## 令和6年第10回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年10月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第10回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 出席委員

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 野洲 | 秀一  |
| 2番  | 針本 | 一春  |
| 3番  | 北中 | 良夫  |
| 4番  | 井上 | 輝子  |
| 5番  | 中濱 | 佳久  |
| 6番  | 橋本 | 高明  |
| 8番  | 田中 | 靖志  |
| 9番  | 角出 | 昇   |
| 10番 | 北浦 | 一宏  |
| 11番 | 木村 | 二郎  |
| 12番 | 市木 | 和雄  |
| 13番 | 米澤 | 博   |
| 14番 | 井狩 | 憲一  |
| 15番 | 辻  | 美智子 |
| 17番 | 清水 | 稔   |
| 18番 | 山本 | 芳隆  |
| 19番 | 岩井 | 正男  |
| 20番 | 青木 | 章   |
| 21番 | 川東 | 静佳  |
| 22番 | 石塚 | 健一  |
| 23番 | 小森 | 喜一  |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄  |
| 25番 | 山田 | 富男  |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

### 欠席委員

- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 7番  | 森  | 恒仁 |
| 16番 | 島村 | 平治 |

**会議に参与したる職員**

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智   |
|       | 主 幹  | 竹中 宏   |
|       | 専門員  | 遠藤 総一郎 |
|       | 主 査  | 牧 利昌   |

農林水産課 主 事 亀井 茜里

**議長**

みなさま、おはようございます。

それでは、ただいまから令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席委員は24名であります。

欠席委員は、第7番森委員、第16番島村委員であります。

それでは日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第5番中濱委員、第8田中委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

これによって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第36号から議第41号の6案を順次上程いたします。

それでは、議第36号農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局**

それでは、議第36号農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

資料は別紙Aの1ページから4ページになります。

まず、一件目、妙光寺●●●●●番●、登記地目・現況地目ともに畑、面積774㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ、自家消費野菜や茶の栽培のため、贈与により所有権の移転をされるものでございます。

譲渡人の●●●氏は、申請地の有効活用や今後の営農状況を考え、譲受人が申請地を保有し、耕作することが望ましいとの判断をされたものでございます。

一方、譲受人●●●氏は申請地を自己所有農地として取得することで、農業への従事を意識し営農に努めたいとの考えに至ったもので、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に2件目、入町●●●●●番●、登記地目・現況地目ともに田、面積3,105㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ、経営拡大のため、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の●●●氏は、申請地を平成21年に購入し、取得されましたが、申請地の近隣にお兄様が住んでおられ、土地の管理も含めて所有権を移すことで、将来における安定した農地の管理及び権利の保全につながると考え判断されたものです。

一方、譲受人●●●氏については、申請農地は自宅から近く、農機具を借りながら営農することが出来、管理面や面積からも特段支障がないことから、譲渡人からの申し出に応じ、受贈について承諾し、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査

表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

**議長**

それでは続きまして、意見委員の説明を求めます。

第12番市木委員、お願いします。

**市木委員**

譲受人が自分の農地として取得し、より一層の野菜等の栽培をするために譲与されるものです。どうぞご審議の方よりしくお願いいたします。

**議長**

次に、第14番井狩委員、お願いします。

**井狩委員**

事務局の説明のとおりです。譲受人は、農事組合法人の理事を務めている者です。

どうぞご審議の方よりしくお願いいたします。

**議長**

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手を願います。

**中濱委員**

1件目について、地図を見させていただくと申請地は大きな道に接道していないのですが、ここで耕作をするための進入路はどのように確保されているのでしょうか。

**市木委員**

申請地の上の方に大きな道があります。

地図のうち、申請地とこの大きな道の間にある土地の点線部に狭いが車の通れる道があります。

**議長**

他にございますか。

田中委員

2 件目の「世帯の経営面積」の表記について教えていただければありがたいのですが、この数値は譲り渡しが行われた後のものなのか、前のものなのか、どちらでしょうか。また、他の事例も同様に表記されているのでしょうか。

事務局

この案件以外も全て、譲り渡しが行われた後の数値です。

田中委員

この考え方で問題ないのでしょうか。

事務局

問題ありません。

議長

他にご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第 36 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 36 号について賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。挙手全員と認めます。

よって議第 36 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は 3 件です。議案書の 3 ページをご覧ください。資料は別紙 A の 5 ページから 20 ページとなります。

まず 1 件目、野田●●●●●●番●、登記地目：田、現況地目：宅地、面積 664 m<sup>2</sup>について、申請人●●●氏から、農業用倉庫敷地にするため転用申請があったもので

す。申請人の●●●氏は、令和5年12月に亡き父●●●氏より相続により申請地を取得しましたが、申請地には昭和58年に農業倉庫が建築されており、過去に農地転用の手続きがされていないことが判明し、登記上農地、田のままとなっており、今回申請されたものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、位置図、隣地関係図、土地利用計画図及び縦横断図、別紙Aの6ページ～11ページをご覧ください。

隣地農地との境界にはCBブロックが敷設されており、申請地の雨水は浸透、隣地農地への影響はないものと判断されます。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用の許可を得ず農業用倉庫を建築したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

次に2件目、比留田●●●●●番、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積409㎡について、申請人●●●氏から、農業用倉庫が建築されており地目変更するため転用申請があったものです。

申請人の●●●氏は、令和6年9月に亡き父●●●氏より相続により申請地を取得しましたが、申請地には昭和50年に農業倉庫が建築されており、過去に農地転用の手続きがされていないことが判明し、登記簿上は農地、畑のままとなっており、今回申請されたものです。

別紙Aの12ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、位置図、現況平面図及び断面図、別紙Aの13ページ～16ページをご覧ください。

公図上の水路を境に●●●と●●●との小字境になっており、赤で囲んだ申請地が農業倉庫の底地となっています。

また隣地農地との境界にはCBブロックがあり、雨水は側溝で排水されており、隣地農地への影響はないものと判断されます。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用許可を得ず農業用倉庫を建築し

たことについての謝罪と今後、関係法令の遵守と行政指導に従う旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

次に3件目、八夫●●●●●番、登記地目：田、現況地目：田、面積1,836㎡の内37.80㎡、について、申請人●●●氏から、令和6年11月1日から180日間の内10日間、下水道排水設備に係る掘削工事のため、一時転用の申請があったものです。

申請人の●●●氏は、現在は守山市に住んでおられ、この度、申請地の隣接宅地●●●に戻ってこられ、居を構える予定をされています。しかし、この家屋の生活排水は、公共下水道へ接続されておらず、排水設備の整備が必要な状態となっております。

このことから、今般、この家屋で生活されるにあたり、家屋からの生活排水を公共下水道に整備したく、公共下水道に接続するための管渠埋設工事として、工事期間中の一時転用の申請が提出されたものです。

別紙Aの17ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりであり、申請地は、青地の第2種農地となります。

既設建築物である母屋については、昭和49年に農地転用をされ、翌年農家住宅として建築されており、当時の航空写真から、圃場整備前の母屋建築の頃から申請地の耕作道路は存在したことが明らかとなっています。

また土地改良事業の従前の図面にも道の記載があり、申請地を取り込んで、土地改良事業で換地されていることが判明いたしました。

次に、下水道管路につきましては、図面の右側の道路、市道木部童子川線には下水道管が埋設されておらず、図面左側の道路、市道上屋西河原線には下水道管が埋設されており、宅地●●●番●のための公共汚水樹は市道上屋西河原線側に設置されています。よって、当初から建物の生活排水は、その公共汚水樹に接続し排水する計画となっております。

これらのことから、この申請地の農地は耕作道路として位置づけされており、自己所有農地の耕作道路に下水道管が埋設されること、及び一時転用許可をするにあたって農地法上支障がないかなど、これらの状況を滋賀県農政課に照会したところ、問題はないとの回答を得ています。また市農林水産課から農振法上も問題はない旨の回答を得ています。

なお、今般の申請にあたり申請地農地を耕作道路として位置付けていることについて

願末書が提出されております。また、下水道管理設後も耕作道路としての使用に影響がないことから申請を受け付けております。

事務局からの説明は以上です。

**議長**

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 11 番木村委員、お願いします。

**木村委員**

野田の案件について説明します。

詳細については、事務局の方から説明があったとおりです。

今回、申請者が亡き父から相続により申請地を取得しましたが、司法書士に依頼していたところ、過去に農地転用の手続きがされていないことが判明し、今回の申請に至っております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議長**

続きまして、第 2 番針本委員、お願いします。

**針本委員**

比留田の案件について説明します。

詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

今回、申請者が父親から相続により申請地を取得しましたが、相続登記を依頼していたところ、過去に農地転用の手続きがされていないことが判明し、今回の申請に至っております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議長**

次に、第 8 番田中委員、お願いします。

**田中委員**

3 件目の案件についてご説明申し上げます。詳細につきましては事務局から説明があったとおりです。

申請人の●●●氏が地元に戻って自宅を新設されるにあたり、下水道への接続のた

め、下水管の埋設工事に伴う一時転用申請がなされたものであります。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

**議長**

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら、挙手を願います。  
ご質疑はございませんか。

ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第 37 号の採決に入ります。  
お諮りいたします。  
議題 37 号について賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって議第 37 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 38 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可することについて、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局**

議第 38 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。案件は 3 件です。

まず 1 件目、議案書の 4 ページ番号 1 の欄をご覧ください。資料は別紙 A の 21 ページから 27 ページになります。

三上●●●●●番、登記地目：田、現況地目：田、面積 1,282 ㎡、他 1 筆について、貸し人●●●氏と、借り人●●●氏の間で、40 年間の賃貸借により露天駐車場とするために転用申請があったものです。

借り人の●●●では、野洲工場の増築を予定されており、現在使用している事業所内の駐車場に駐車することができなくなり、また約 50 名程度の従業員の増員も予定されており、従業員駐車場が必要となります。

近隣の土地には空地が無く、今回、隣地土地所有者との借地が成立し申請に至ったものです。

別紙 A の 21 ページの調査表をご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第 2 種農地と判断します。その他の項目についても記

載のとおりです。

また、敷地内雨水の処理は、油水分離槽等を経て、法定外水路に放流する予定で、近隣農地の農業用排水施設に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

また、前向き駐車やアイドリングストップについても従業員に徹底し、近隣農地の営農に支障がないように努めるとされています。

なお、今回の駐車場整備について、隣接農地地権者の方や耕作者の方をはじめ、地元自治会等に事業内容を説明し承認を得ておられます。

次に2件目、議案書は同じく4ページ番号2の欄をご覧ください。資料は別紙Aの28ページから31ページとなります。

ここで資料A-30の平面図で、中ほどより少し下、赤線で囲んでいます申請地の隣地の畑の地番が「●●●番●」となっていますが、「●●●番●」の誤りです。申し訳ございません。訂正をお願い致します。

申請内容は、六条●●●●●番●、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：112㎡について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ、売買により自己用住宅敷地とするために転用申請があったものです。

今回、譲渡人●●●氏から譲受人●●●氏に対して、農地法第5条申請の手続きが完結していない旨の申し出があり、売買契約を締結したが、登記簿上の所有権が移転されていないことが判明し、申請に至ったものです。

別紙Aの28ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

申請地の現状としては、六条●●●●●番●から宅地である●●●番にかけてガレージが建てられており、日常的に一体的な宅地として利用されています。

隣地である●●●番●との境にはフェンスが設けられており、浸透式により敷地内での雨水処理もされており、営農上支障はないものと判断されます。

なお、今般の手続きにあたり、譲渡人、譲受人の両名から、農地転用許可を得ず現在に至っていることについて謝罪と今後このようなことのない様にする旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

次に3件目、議案書は同じく4ページ番号3の欄をご覧ください。資料は別紙Aの32ページから37ページとなります。

五条●●●●●番、登記地目：畑、現況地目：畑、面積 234 m<sup>2</sup>について、譲渡人●●●氏から、譲受人●●●氏へ、売買により自己用住宅地とするために転用申請があったものです。

譲受人の●●●氏は、現在、妻と子と市三宅の賃貸マンションに居住されており、子どもの成長に伴い、現住居では手狭であり、将来の生活に備え、自己用住宅を計画され、今回の申請に至ったものです。

別紙Aの 32 ページの調査表をご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、白地の第 2 種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

申請地については、別紙Aの 33 ページから 37 ページをご覧ください。

申請地の造成計画については、耕土を鋤取り、前面の市道の高さまで盛土を行い、雨水排水は敷地東側に集水桝を設け、前面道路の道路側溝に排水されます。

隣地農地への影響については、CB ブロックにて土留めを行い、土砂の流入はないものと判断されます。また、この計画については隣地農地所有者からの同意を得ておられます。

事務局からの説明は以上です。

**議長**

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 12 番市木委員、お願いします。

**市木委員**

三上の案件について説明します。●●●の社員駐車を増設されるものでございます。みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

次に、第 11 番木村委員、お願いします。

**木村委員**

六条の案件について説明します。詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

平成 15 年当時、申請地を分筆され、売買契約されたそうですが、今回、譲渡人からの申し出により、農地法の手続きがなされていなかったことがわかり、申請に至ってお

ります。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

次に、第1番野洲委員、お願いします。

**野洲委員**

五条の案件について説明します。詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

譲受人の●●●さんは、現在、市三宅の共同住宅にお住まいで、子供の成長とともに居住スペースが手狭となり、一戸建て住宅を計画され、建築可能な申請地を選定し、今回の転用の申請に至っております。なお、隣接農地の営農については、隣地承諾を得られていますので申し添えます。

以上、みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。ご質疑はございませんか。

**田中委員**

3番目の案件なんですけれども、対象農地ではないけれども、気になったのが、別紙Aの34ページの図面では隣地が畑と記載されていますが、別紙Aの35ページの図面では建物と記載されています。これについてはどのように考えますか。

**事務局**

この建物は、自動車販売店の倉庫です。今後、適正な指導を行う必要があると考えています。

**田中委員**

適切な指導をよろしくお願いいたします。

**議長**

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第38号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 38 号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、議第 38 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 39 号農地転用事業計画変更申請の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### **事務局**

議案書の 5 ページをご覧ください。資料、位置図は別紙 A-38 になります。

議第 39 号農地転用事業計画変更申請の承認について、ご説明いたします。

当議案は、本年 4 月総会において議第 14 号にて農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可を可決いただきましたが、譲受人の一人である●●●さんが金融機関からの融資の対象とならないこととなり、譲受人を●●●さんのみとするべく、譲渡人、譲受人の双方からの農地転用事業計画変更申請に至ったものです。

申請地については、現在、所有権移転には至っておらず、申請地の土地の所在や面積に変更は無く、外構工事と共に外周の農地転用を仕上げる工程となっていることから、聞き取りの結果、事業の進捗は 30%とのことでした。

事務局からの説明は以上です。

#### **議長**

事務局からの説明が終わりました。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 39 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 39 号について、承認する方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

よって議第 39 号は承認することに決定いたしました。

続きまして、議第 40 号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましては、退席していただくことで進めます。

それでは、第 12 番市木委員、第 23 番小森委員に退席を求めます。

それでは事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案書の 6 ページをご覧ください。資料は別紙 B になります。

議第 40 号農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により作成された農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため提出されたものです。

内容は別紙 B の明細書のとおりです。では、別紙 B の 1 ページ～11 ページをご覧ください。利用権が設定されたのは、合計 51 筆 117,956 m<sup>2</sup>です。

次に、別紙 B の 5 ページをご覧ください。所有権が移転されたのは 合計 6 筆 4,412 m<sup>2</sup>です。

事務局からの説明は以上となります。

農林水産課から補足説明がございます。

#### 農林水産課

農林水産課の亀井です。本議案について補足説明をさせていただきます。ページは B の 5 をご覧ください。案件が 5 件ございますが、そのうち番号 5 の吉川の 1 筆について説明させていただきます。

本件について、吉川●●●●●●番、面積 520 m<sup>2</sup>について説明します。この土地は、全体が 520 m<sup>2</sup>ありますが、その内 177 m<sup>2</sup>分について、現況地目が「宅地」となっております。この「宅地」部分についても基盤法、つまり利用権設定等促進事業において作成する農用地利用集積計画の対象となる土地となります。

この点について説明しますと、基盤法第 4 条第 1 項において、対象となる土地の定義

が記載されており、その中で「農業用施設の用に供される土地」というのがあり、今回はこれに該当します。そして、現況地目などに縛られず、市街化調整区域において、「およそ農業上の利用を目的とする施設の用に供される土地は全て対象となる」とされております。

なお、この 177 m<sup>2</sup>の宅地部分については、過去に農業委員会にて農地転用の許可を受けた上で建設された、申請者所有の農舎が存在していることを確認しております。そのため、およそ農業用の利用を目的とする施設の用に供されている土地とみなせると判断しました。

結論としては、現況地目では宅地ではありますが、農業上の利用を目的とする施設の用に供される土地と判断できるため、今回の農用地利用集積計画に含めた次第です。以上で説明を終わります。

#### 議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 40 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 40 号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、議第 40 号は原案のとおり決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた市木委員、小森委員にご報告いたします。

ただいま議題となっております議第 40 号は可決決定いたしました。

続きまして、議第 41 号令和 7 年度野洲市農業施策等に関する意見書について、議題といたします。

事務局からの説明の前に、まず市木農政部会長より報告をお願いいたします。

#### 市木委員

農政部会長の市木です。

農政部会より、議第 41 号令和 7 年度野洲市農業施策等に関する意見書の提出の流れにつきまして、ご報告いたします。

別紙Cの意見書をご覧ください。

まず、令和6年度の意見書に対する評価を行い、それを基に事務局で意見書の素案を作成いただき、9月の総会前に、委員のみなさまには意見書の（案）に対するご意見を頂戴いたしました。

それを踏まえまして、総会後の第1回農政部会において内容の精査を行い、本日、意見書の提出となりました。

提案申し上げます意見書につきましては、農業者の経営安定支援や地域計画策定など6項目にわたり作成しております。

#### 議長

ありがとうございます。

それでは次に事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議第41号令和7年度野洲市農業施策等に関する意見書についてご説明申し上げます。

まず、文章の訂正をお願い致します。

1ページ中ほど、前文の下から9行目、「遊農地の解消」を「遊休農地の解消」に訂正をお願い致します。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

意見書作成の取り組み経過及び意見書の概要につきましては、市木農政部会長から報告のありましたとおりです。順に説明させていただきます。

まず、意見書全体の構成として、前文を設け、意見書の6項目は前年度から変更はございません。

前文では、農業を取り巻く情勢として、不安定な世界情勢から原油価格の高止まりが見込まれること、国内的には農業者の高齢化と後継者問題をあげ、厳しい状況が続くとしています。

国においては「食料・農業・農村基本法」が4半世紀ぶりに改訂され、今後の国の動向に触れています。

次に、市農業委員会として農地法の許認可事務に加えて、農地の集積集約化や地域計画の素案づくりに取り組んでいる現状に触れています。前文のまとめとして、農業委員のみなさま一人ひとりの日常的な取り組みと関連組織が一丸となった取り組みが必要としてまとめております。

次に、意見内容になりますが、まず1の農業者の経営安定支援についてです。

文書の中ほど、「やはり・・・。」という箇所から、「国の支援策のみでなく、市が独自に農業者への支援策を展開する」必要性をあげております。

農業物価指数による農業生産資材価格の上昇ぶりを記載し、資材・原油等の高騰に対して補助金の検討をあげています。加えて、国、県に引き続き支援の要望を行うことを求める内容としています。

次に、2の地域計画策定の推進についてです。

こちらについては、地域計画作成の根拠規定である農業経営基盤強化促進法第19条を明記し、昨年度から今年度の取り組みを明記しました。

策定後における運用について、まず同計画の見直しについては、時点修正を加えた適切な計画としていく必要があります、その際には、農地の地権者や農業者の立場に立脚した対応を求めています。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の貸借が令和7年4月1日から滋賀県農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業に一元化されます。このことについての啓発・周知を求め、特に農地の貸借について、地域計画の変更を伴う場合は、適切な対応を求めています。

それから、地域計画策定後における修正業務等を農業委員会が担当する場合は、適切に職員を配置されるよう記載しました。

次に3の遊休農地対策についてです。

遊休農地の解消は、主に農業委員会が担っていることもあり、要望の表現には配慮しつつ、全体として、前回に引き続き農業委員会が主体となってい、連携協力を要望しています。

市内遊休農地の現状と、各集落とも苦慮している現状を意見書に位置付け、訴えることが重要との考えから強調しています。

次に、就農希望者への対応連携として、遊休農地の情報提供で、実際に就農された実績が見受けられますことから、今後も関係性を保っていけるよう成功事例として記載し、引き続き協力を求める内容としました。

次に4の農業の担い手確保についてです。

農地の集積率を記載し、農繁期では農作業に支障をきたしている地域が出てきているとのご意見もあり、こうした現状をあげた上で、新たな担い手の確保については、継続して取り組んでいく必要性から、国の支援だけでなく、市としても支援を行ってい

くべきと考え、国の支援策への上乗せ支援や市独自で新規就農者への支援策を検討するような内容としました。

次に、かつて集落営農組織は農政施策の一環として、行政が指導し、各集落に働きかけ組織化した営農組織であることから、各営農組織において円滑な世代交代と担い手確保ができるよう研修会等の営農者に有益な対策を講じるよう求めています。

次に、5の有害鳥獣等による被害防除対策についてです。

有害鳥獣等への被害防除を求める内容として大きな変更はありませんが、令和4年度に実施されたスクリミングガイの補助金が単年で打ち切りになっているので、その点に言及し、被害がある限り、支援が継続されることを要望する内容としています。

また、水稻におけるヒレタゴボウ対策についても適切な営農指導を求めています。

有害鳥獣対策の一つに、山裾から農地までの間が現在は藪となっており、有害鳥獣の棲み処となっています。ついては、山裾と農地との間の藪を除却・除草することにより、見通しが利くエリアを設ける事業に取り組み、この取り組みに係る経費を補助するなど、補助対象事業の見直し及び柔軟な適用並びに関係予算の十分な確保を求めました。

最後に6の農業用施設の保全等についてです。

野洲市では農地の集積が高い割合を示し、農地の集積が見られるということは、非農家の農地所有者が多いということになるわけです。

野洲市では土地改良費で、44,193千円の増額となっていますが、これは、ため池改修計画委託費及び県営事業負担金の増額が主な要因です。

ご承知のように、国・県事業において、地元負担金は農地所有者に対し、賦課金として徴収されますが、賦課金が支払われ続ければ問題ないですが、賦課金の徴収がままたなくなつた場合、基盤整備が弱くなることから、農業の衰退は加速度的に進む恐れがあります。ついては今回、支援策について問題提起するもので、国県と連携協議し、現時点から新たな支援策についての検討を今年度新たに申し入れるものです。

また、農業用施設の維持補修については、維持補修を含む基盤整備の重要性が増すなかで、補助率のアップと関係予算の十分な確保を求める内容と致しました。

最後に、意見書具申と来年1月の意見交換会等に係りますスケジュールと意見書策定に係ります手順が①～⑥にまとめられていますので、お目通しいただきますよう、お願いいたします。

以上、簡単ではありますが、意見書の概要を説明させていただきました。よろしくお願い致します。

**議長**

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。  
なお、この意見書につきましては、先ほど農政部長から報告をいただいたとおり、農業委員のみなさまおよび農政部会の意見を踏まえて事務局で調整しております。事務局の説明に対して、ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

**中濱委員**

別紙Cの4ページの5の有害鳥獣等による被害防除対策についての最後の2行について、米原市で鹿による被害が話題になりましたので、これを含めた文言にしてはどうかと思います。ただ、野洲市の山がどういう形で同様の被害があるのかなどを把握した上で発言しているわけではないので、当市の実情に合うかどうかはわかりませんが、今大きなニュースになっておりますので、訴えやすいかと思いました。

**事務局**

検討させていただきます。

**議長**

他にご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それではこれより議第41号の採決に入ります。  
お諮りいたします。  
議事第41号を原案のとおり認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって議第41号は原案どおりと決定いたしました。  
ただいま議決を取りました意見書につきましては、本職が田中職務代理者とともに市長に提出いたします。  
以上で、本日の議事案件の審議は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。  
報告第15号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について、を議題いたします。  
それでは事務局の報告を求めます。

**事務局**

報告第 15 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について、ご説明いたします。

議案書の 8 ページをご覧ください。資料は別紙 A-39 になります。

案件は 1 件です。

比留田●●●●●●の一部、登記地目：田、現況地目：畑、面積 335 m<sup>2</sup>の内 151.55 m<sup>2</sup>について、申請人●●●氏から農業用倉庫へ転用するために届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

**議長**

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

**中濱委員**

別紙 A の 39 ページですけど、届出面積が対象土地の一部の場合は、対象土地全体も分かりやすく表示していただきたい。

**事務局**

今後は、そのようにさせていただきます。

**議長**

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に報告第 16 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について、を議題といたします。

それでは事務局の報告を求めます。

**事務局**

報告第 16 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について、ご説明いたします。

議案書の 9 ページをご覧ください。資料は別紙 A の 40 ページになります。

案件は 1 件です。

行畑●●●●●●、登記地目：田、現況地目：畑、面積 297 m<sup>2</sup>、貸し人●●●氏、借

人●●●氏で35年間の賃貸借を設定し、薬局建築のために届出があったものです。  
事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手を願います。

中濱委員

この届出面積の残地について、7月の総会で病院用地として届出に含めることはできなかったのかという質問をさせてもらったと思います。

これは何か面積的な制約があって、届出が2回になったのですか。

議長

意見委員として説明します。

今回届出があった土地は、当初は借りる者がいない状態でしたが、薬局を建築するために賃貸借されることとなり、届出されました。当該届出については、市街化区域であるため、なんら制約がないものと認識しております。

他にご質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして令和6年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:41